

平成28年第2回青森市議会定例会提出予定案件（本会議3日目提出）

件 名		提出 件数
諮 問	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について	
計	12	
合 計		12

## ○ 諮 問

### 諮問第 1 3 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 34 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 27 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成 27 年 10 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

### 諮問第 1 4 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 34 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 27 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成 27 年 10 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

### 諮問第 1 5 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 34 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 229 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 27 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成 27 年 11 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 229 条第 4 項

**諮問第 1 6 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 34 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 229 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 27 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を  
求める。  
徴収処分の内容 平成 27 年 11 月分の下水道使用料  
関係法令 地方自治法第 229 条第 4 項

**諮問第 1 7 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 34 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 27 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を  
求める。  
督促処分の内容 平成 27 年 11 月分の下水道使用料  
関係法令 地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

**諮問第 1 8 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 34 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 27 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を  
求める。  
督促処分の内容 平成 27 年 11 月分の下水道使用料  
関係法令 地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

**諮問第 1 9 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について**

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、行政不服審査法

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第34条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第4項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成27年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成27年12月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第229条第4項

#### 諮問第20号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第34条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第4項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成27年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成27年12月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第229条第4項

#### 諮問第21号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第34条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成27年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成27年12月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第231条の3第7項

#### 諮問第22号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第34条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規

定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成27年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を 求める。
督促処分の内容	平成27年12月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第231条の3第7項

#### 諮問第23号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第34条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第4項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成27年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を 求める。
徴収処分の内容	平成28年1月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第229条第4項

#### 諮問第24号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第34条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第4項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成27年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を 求める。
徴収処分の内容	平成28年1月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第229条第4項